

<経緯>

- 福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針。
- 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が、平成29年5月19日に公布・施行されたことを受け、改正法の内容を盛り込むため、基本方針の改定を行うもの。
- 併せて「東日本大震災復興加速化のための第6次提言」（平成28年8月24日自由民主党・公明党）及び「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）等の内容を反映。

<概要>

原子力災害からの復興・再生の意義・目標

- 福島の復興及び再生は着実に進展。避難指示の解除はゴールではなく、スタートであり、解除後も政府一丸となって取り組む。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、一日も早い復興を目指して取り組む。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※赤字は平成29年の法改正に伴うもの

各取組の概要

● 避難解除等区域の復興・再生	・ 産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、 福島相双復興推進機構への国職員派遣（官民合同チームの体制強化） 、 帰還環境整備推進法人制度（まちづくり会社の活用）
● 特定復興再生拠点区域復興再生計画	・ 帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置、計画の記載事項・認定基準）
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・ リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、 いじめの防止のための対策 、医療・福祉サービスの確保、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	・ 農林水産業や中小企業の復興・再生、 商品の販売等の不振の調査等（風評対策） 、職業指導等、観光振興等
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・ 福島イノベーション・コースト構想 、研究開発の推進、企業立地の促進、福島新工ネ社会構想に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	・ 東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関し必要な事項	・ 鳥獣被害対策、 地域公共交通網の形成支援等 ・ 国、県及び市町村間の連携等

福島復興再生基本方針（概要）目次

第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項	1
-----------------------------------	---

第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項	2
第3 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項	4

第3部 福島全域の復興及び再生

第4 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項	6
第5 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項	7
第6 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項	8
第7 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項	9
第8 重点推進計画の認定に関する基本的な事項	10
第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項	10
第10 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項	10

福島復興再生基本方針（概要）

※今般の法改正を受け、平成 24 年 7 月に閣議決定された現行の基本方針を改定。

第 1 部 原子力災害からの福島の復興及び再生

第 1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義・目標

- ・ 政府は「福島の復興なくして、日本の再生なし。」の考え方の下、取り組みを進めており、福島の復興及び再生は着実に進展してきている。
- ・ 福島再生の大前提である福島第一原発の廃炉・汚染水対策について、事故炉の廃炉に向けて、国が前面に立ち、廃止措置終了に向けて安全かつ着実に成し遂げる。
- ・ 平成29年4月時点で、双葉町・大熊町を除いた計9市町村において、全ての避難指示解除準備区域・居住制限区域の解除が実現。避難指示の解除はゴールではなく、復興に向けたスタートであり、解除後も、政府一丸となって復興に取り組む。
- ・ 帰還困難区域については、特定復興再生拠点の対象とならない地域も含め、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能などころから安全かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組む。
- ・ 原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を踏まえて、「復興・創生期間」においても、福島県及び県内市町村の自主性・自立性に尊重しつつ、安全で安心して暮らせる生活環境の実現や地域経済・地域社会の再生を目標として引き続き進めていく。
- ・ 福島の住民や避難者に寄り添い、支え合うことを国民全体に繰り返し呼び掛けていくとともに、被災者が健康で安心して生活を送ることができるよう、心身のケアに対する支援を継続して行っていく。
- ・ 仮置場等に保管されている除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出を安全かつ確実に実施し、土壌貯蔵施設等の必要な施設の整備を、責任を持って進める。

2 福島の復興及び再生の基本姿勢

- ・ 福島の復興・再生は、中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。
- ・ 国は、法第2条の基本理念にのっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の推進のため、本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算の確保、適正・効率的な事業執行に努める。

第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方

- ・ 避難解除等区域の復興及び再生は、避難解除等区域復興再生計画に基づき、早期帰還支援と新生活支援の両面の対策を深化させるとともに、事業や生活の再建・自立に向けた取組等を通じて推進。
- ・ 避難指示の解除は復興の第一歩であり、避難指示解除後の本格的な復興のステージにおいても、市町村ごとの課題にきめ細かく対応するとともに、国、県、市町村その他関係者の相互連携を確保し、復興及び再生を更に進める。
- ・ 福島第一原発の廃炉・汚染水対策について、国は引き続き前面に立って、必要な対応を安全かつ着実に進めるとともに、廃炉を担う人材の育成、迅速かつ分かりやすい情報発信を強化。東京電力に対しても、廃炉・汚染水対策の進捗状況等に係る透明かつ正確な情報発信や、誤解や風評を招かないよう配慮した、適切な情報発信を行うことを求める。

2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

(1) 産業の復興及び再生

- ・ 働く場の確保、帰還加速のための企業立地支援による雇用創出・産業集積等
- ・ 官民合同チームによる事業・生業の再建支援等の機能の強化・充実、商工会・商工会議所等に対する支援
- ・ 営農再開支援、農業関連インフラの復旧・復興、ため池等の放射性物質対策等、里山や林業の再生、漁業再開や水産加工業の復興等に向けた支援
- ・ 観光振興のため、スタディーツアーによる体験・交流機会の創出等
- ・ 福島イノベーション・コースト構想に係る取組の推進
- ・ 雇用確保、職業指導、公的職業訓練の実施 等

(2) 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備

- ・ 東北中央自動車道の開通、ふくしま復興再生道路などの整備支援、常磐自動車道の一部4車線化及び大熊IC・双葉ICの供用
- ・ 小名浜港の国際物流ターミナル整備、相馬港の沖防波堤の復旧
- ・ JR常磐線の全線開通、駅の取扱いの検討、津波防災施設の復旧支援 等

(3) 生活環境の整備

- ・ 線量モニタリング、個人線量の把握・管理体制、相談体制の整備、放射線リスクコミュニケーションの取組強化、生活支援相談員等へのサポート強化、丁寧な説明

による正確な理解の浸透

- ・ 医療・介護施設の再開、医師・看護師・介護従事者等の人材確保、地域包括ケアの体制整備、保育・子育て環境の充実、買い物環境の整備、学校再開等の教育環境の整備、治安の確保、交通安全施設の整備、居住環境の確保、情報通信基盤の整備、子どもの運動機会の確保、高齢者に対する見守り・相談支援、コミュニティ形成支援
- ・ 長期避難者向け災害公営住宅等の整備
- ・ 被災者の心身のケア、高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援、高齢者の交流機会を創る活動などの心の復興、心のケアの体制強化
- ・ 中間貯蔵施設への安全・確実な搬出、廃棄物の処理 等

(4) 課税の特例

- ・ 被災事業者の事業再開や新規事業者の立地促進のための課税の特例
- ・ 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に係る用地譲渡に関する課税の特例
- ・ 避難指示・解除区域の土地・家屋に係る固定資産税等の特例

(5) 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画

- ・ 生活及び地域経済再建の拠点となる市街地を全面買収方式により一体的に整備

3 避難解除等区域復興再生計画の策定・変更手続

- ・ 避難解除等区域復興再生計画（避難指示解除の準備段階から解除後の住民の帰還及び生業の再生・自立に至るために必要な取組を市町村ごとに記載）について、内閣総理大臣が作成する際の策定・変更手続、記載事項、留意事項等について記載。

4 公益社団法人福島相双復興推進機構への国職員の派遣等

- ・ 平成27年8月に、国・県・民間一体となって福島相双復興官民合同チームを組成。チームの中核である（公社）福島相双復興推進機構へ国職員を派遣し、一元的な指揮命令の下、同機構において一体的に業務を行えるよう規定を整備。
- ・ 同機構の業務のうち、国との密接な連携の下で行う業務を円滑かつ効果的に行うため、同機構の要請に基づき、国職員をその身分を保有させたまま派遣が可能。

5 帰還環境整備推進法人の帰還環境整備事業への参画

- ・ 行政の補完的な立場で帰還環境整備の推進に取り組む組織として、避難指示・解除区域市町村は、帰還環境整備の推進を図る活動を目的とするまちづくり会社等を帰還環境整備推進法人として指定可能。
- ・ 国等は、官民一体の復興まちづくり等を加速するため、帰還環境整備推進法人の適正な業務実施に必要な情報提供、指導・助言等を行う。

第3 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の基本的考え方

- ・ 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって取り組んでいく。
- ・ 帰還困難区域のうち、5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域として特定復興再生拠点区域を各市町村が設定。
- ・ 避難指示解除後の土地利用を想定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を一体的・効率的に行い、集中的に整備を進め、円滑かつ確実な帰還環境整備を実現。
- ・ 各市町村において、特定復興再生拠点区域外も含めた帰還困難区域全体の将来像等を内容とした中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、市町村が行う住民の交流拠点施設の機能の回復・保全等の取組について、国はそれらの支援に必要な措置を講ずる。

(2) 特定復興再生拠点区域復興再生計画に関する基本的事項

- ・ 内閣総理大臣認定により、以下の特例等の活用が可能。
 - ① 公共施設の整備に関する事業及び工事の国による事業代行、内閣総理大臣による生活環境整備事業、他の避難指示区域と同様の課税の特例及び一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画
 - ② 国の費用負担による土壌等の除染等の措置、除去土壌及び認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理
- ・ 特定復興再生拠点区域の整備は、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであるため、国の負担と整理。
- ・ 市町村による計画検討・作成に対して、関係行政機関が連携して支援。認定計画の円滑・確実な実施に必要な情報提供等を行う。

(3) 特定復興再生拠点区域復興再生計画の記載事項、手続及び留意事項

- ・ 法第17条の2第2項に基づき、特定復興再生拠点区域復興再生計画には特定復興再生拠点区域の区域、計画の意義、目標（例：住民の帰還及び居住開始時期、帰還者数、事業者の立地数）及び期間、土地利用に関する基本方針（例：区域内の土地の用途及び施設の配置の概要、土地利用の基本的方向）、産業の復興及び再生に関する事項、道路その他の公共施設の整備に関する事項、生活環境の整備に関する事項、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理及び廃棄物の処理に関する事項その他特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項（例：避難指示解除に必要なサービスの再開等のソフト的な事業や周辺に帰還困難区域がある状況における立入管理の方法等）を記載。

- ・ 特定復興再生拠点区域は、法第17条の2第1項各号の
 - ① 放射線量に関する条件（適正・合理的な方法に基づく土壌等の除染等の措置によって、おおむね5年以内に、避難指示解除に支障のない放射線量以下に低減する見込みが確実であること等）
 - ② 自然的社会的条件（住民の居住や経済活動に適した地形等であること、帰還困難区域外へのアクセスが確保しやすいことや従前の集落の状況等から住民のコミュニティ再生や経済活動の再開が見込まれること等）
 - ③ 計画的・効率的整備に関する条件（計画期間と整備内容に相応した適正な規模であること、事故前の土地利用等を踏まえて効率的な整備が可能であること等）の全てに該当する区域であって避難指示解除する上で必要な区域について設定。
- ・ おおむね5年程度での避難指示の解除により住民の帰還及び居住を可能とすること等を計画の目標として設定。計画の期間はおおむね5年程度。
- ・ 一つの計画の下で、各事業主体が連携して、土壌等の除染等の措置等とインフラ整備等を一体的かつ効率的に行うことができるようにするため、記載事項は、土地利用や事業の優先順位を踏まえつつ今後の工程が明らかになる形で記載するとともに、国、県及び市町村等の役割が明らかになるような形で記載。

（4）特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定基準

- ・ 次の基準に適合する場合に認定。
 - ① 福島復興再生基本方針に適合するものであること（第1号基準）
 - ② 当該計画に記載された特定復興再生拠点区域が法第17条の2第1項各号に掲げる条件のいずれにも該当するものであること（第2号基準）
 - ③ 当該計画に記載された意義や目標が、住民の帰還意向等を踏まえて適確なものとなっており、土地利用の実現可能性が十分に見込まれるなど、当該計画の実施が特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること（第3号基準）
 - ④ 計画期間が妥当であり、記載された各種事業が具体的でスケジュールが適切であるなど、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第4号基準）
- ・ 特定復興再生拠点区域について、法令にのっとりつつ上で、市町村の意向を十分に踏まえ柔軟な設定を認めることが必要。

（5）適切な計画の実施の確保等

- ・ 計画の認定後、計画の適切な実施を確保するため、法に基づく報告徴収、措置要求、計画変更等の仕組みも活用しながら、計画の進捗管理を行う。

第3部 福島全域の復興及び再生

第4 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための施策の必要性・基本的な考え方

- ・ 福島復興及び再生には、福島で安心して暮らし、子どもを生き育てることができ、生活環境を実現することが不可欠。復興・創生期間においても、国は、安心して暮らすことのできる生活環境の実現のため施策を総合的・体系的に推進。

2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための基本的な施策

(1) 放射線に関する国民の理解の増進等（リスクコミュニケーションの推進等）

- ・ 放射線の影響についての国民の正しい理解を増進し、放射線に関する健康上の不安解消、農林水産物等の風評払拭、差別・偏見の解消を図るため、常に最新情報へのアップデートを図りつつ国内外への正確かつ効果的な情報発信、リスクコミュニケーションに関する取組（これまでの取組を総点検し、効果的に推進、人材の確保、育成等）、国民一般向けの分かりやすい資料作成等による放射線に関する正確な知識の普及・啓発、児童生徒等への放射線教育、地方公共団体による放射性物質検査への支援、人権問題への対処・啓発活動等を実施。

(2) 健康管理調査の実施

- ・ 放射線による健康への影響に対する住民の不安軽減への取組、福島県の県民健康調査の継続的実施の支援等、必要な措置を責任を持って講ずる。

(3) 健康増進等を図るための施策の推進

- ・ ホールボディ・カウンタ検査や個人線量計による測定等の支援、被ばく線量測定による住民の不安軽減、福島県が取り組む健康増進等の施策の支援等を実施。

(4) 農林水産物等の放射能濃度の測定等の推進

- ・ 福島県産の農林水産物等の放射性物質の低減対策、吸収抑制対策、収穫後の検査等の取組を推進し、消費者や流通業者に対して正確な情報を提供。

(5) 除染等の措置等の迅速な実施等

- ・ 除去土壌等の適正な保管、中間貯蔵施設への搬出、搬出完了後の仮置場等の原状回復、遮蔽土等の再利用の推進、除染効果のフォローアップ等を実施。

- (6) 児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置
 - ・ 子どもの心身の健康確保のための体験活動や交流の推進、学校や児童福祉施設等の環境改善、学校・保育所等の給食の検査費用の支援等を実施。
- (7) 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等
 - ・ 国立研究開発法人において放射線の人体への影響や放射性物質の環境動態解明等の調査・研究を実施。
- (8) 教育を受ける機会の確保のための施策
 - ・ 学校施設の整備、教職員の加配、スクールカウンセラー等の配置、就学の援助、体験活動の促進、いじめの防止のための対策（教職員等への研修強化や児童生徒の心のケア等）の実施等の取組を支援。
- (9) 医療及び福祉サービスの確保のための施策
 - ・ 医療従事者の県内外からの派遣・確保、医療従事者の県内定着等のための財政措置、医療提供体制の整備等、福祉・介護人材の確保・育成や社会福祉施設再開のための財政措置、地域包括ケアの推進等による適切な医療・福祉サービス確保。
 - ・ 保育サービスの人材確保、保育料減免等の保育の充実に対する措置により、保育・子育てを支援。妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の市町村の母子保健事業において必要な支援の実施、子ども医療体制の充実。
- (10) その他安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置
 - ・ 見守りや相談支援、コミュニティ形成支援、高齢者等の日常生活サポート等の支援を行う地方公共団体の取組を一体的に支援。
 - ・ 心のケアセンター間の連携強化など被災者の心のケア支援事業の充実・改善、相談対応の充実、各種の生活相談と専門的な心のケアとの連携強化の支援など、きめ細かな心のケアを実施。
 - ・ 道路等側溝堆積物の撤去・処理等、交通安全施設整備等

第5 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 原子力災害からの産業の復興及び再生に関する施策の必要性・基本的な考え方

- ・ 福島が置かれた特殊な事情に配慮し、避難指示のあった区域内外における産業の復興及び再生について、引き続き支援。
- ・ 原子力災害による被害を受けた福島県の産業の復興及び再生を早急に図るため、農林水産業や観光業を中心とした風評被害の回復にも万全を期す。

2 産業の復興及び再生のための措置

(1) 農林水産業の復興及び再生のための施策

- ・ 農林水産業が置かれた深刻な状況を踏まえ、避難解除等区域における営農再開の取組のほか、農地集積、多様な担い手の育成・確保等、畜産・酪農分野の更なる強化等による農業の競争力の強化。
- ・ 福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組、木質バイオマス等による木材需要の拡大等による林業の成長産業化。
- ・ 漁業の本格的な操業再開に向けた支援、水産加工品の販路回復等の支援による水産業の再生。

(2) 中小企業の復興及び再生のための施策

- ・ 施設の復旧・整備のための補助、資金繰り支援、相談体制確保、人材確保、販路開拓等の県内中小企業が県外流出せず、福島において事業活動を行う環境を整備。

(3) 商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査等の措置

- ・ 福島県産の農林水産物等を中心として、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因して販売等の不振が生じているため、販売不振の実態と要因を調査し、当該調査に基づく指導・助言等の措置を講じる。

(4) 職業指導等の措置

- ・ 求人確保、きめ細かな就職支援、復旧・復興のニーズを踏まえた公的職業訓練の実施、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施。

(5) 観光の振興等

- ・ インバウンドの呼び込みに向けた地域による観光資源の磨き上げや受入環境整備等の支援、福島を含めた東北への集中的な訪日プロモーションの実施、福島における国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施。

(6) 風評被害対策その他の産業の復興及び再生のための措置

- ・ 農林水産物等の放射性物質検査の結果や福島の現状、放射線に関する正しい情報提供の展開、輸入規制撤廃に向けた働きかけ、東北の魅力発信の強化、教育旅行回復への対策など福島への誘客等、関係府省庁が一体となって風評払拭に取組み。

第6 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

- ・ 産業復興再生計画は、本基本方針に即して、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るために福島県知事が作成する計画。産業復興再生計画の記載事項、手続、認定基準について記載。

第7 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 新たな産業の創出等に寄与する施策の必要性・基本的な考え方

- ・ 福島の地域経済再生には、新たな時代をリードする産業を創出し、雇用の拡大を図ることが重要であり、新たな産業の創出や産業の国際競争力の強化のために重点的に推進すべき内容を設定し、取り組む必要。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時に、世界中の人々が、浜通りの力強い再生の姿に瞠目する地域再生を目指して、特に、震災、原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するための福島イノベーション・コースト構想の着実な推進や、福島県全体の「福島新エネ社会構想」の実現、医療関連産業・航空宇宙関連産業の集積を図る。

2 新たな産業の創出等のための施策

(1) 研究開発促進等のための施策

- ・ 再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉、農林水産業及びロボット等の先端的な研究開発の推進やその成果の活用を支援。

(2) 企業立地促進等のための施策

- ・ 工場等の新規立地・増設や原子力災害被災地域における創業支援、高度人材の育成・確保等により新たな産業の創出等に必要な企業の立地促進等を推進。

(3) 福島イノベーション・コースト構想に係る取組の推進（福島国際研究産業都市区域における施策）

- ・ 福島イノベーション・コースト構想の実現を通じた福島県浜通り地域等の広域のかつ自立的な復興に向け、廃炉・ロボット等の各拠点の整備を進め、環境・リサイクル分野、再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化を着実に進める。
- ・ 拠点の強みを最大限に活かした交流人口の増加を図るとともに、官民合同チームとも連携しながら、当該地域に進出する企業に対する支援により、新たな企業の呼び込みを図る。
- ・ 関係省庁、関係自治体、民間等と密接に連携し、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた各拠点の周辺的生活環境の整備（住居・宿舍、交通、教育・人材育成等）、高等教育機関等における放射線等の研究分野の先進的な知見の集積及び初等中等教育における大学、企業等との連携等に向けた取組等を推進。
- ・ ロボットテストフィールド等を、世界に類を見ない拠点として整備を着実に推進、ワールドロボットサミット（ロボット国際大会）の成功に向けて取り組む。
- ・ 中小企業者が行う研究開発事業、ロボット等に係る新製品・新技術の開発に関す

る試験研究事業を記載した重点推進計画が、内閣総理大臣認定を受けたときは、特許料等の軽減や国有の試験研究施設の使用の対価を時価より低く定めることが可能。

- ・ 福島国際研究産業都市区域における福島イノベーション・コースト構想に係る取組促進のため、福島の地方公共団体相互間の広域的な連携の確保その他の国、地方公共団体、研究機関、事業者等の関係者相互間の連携強化のための施策を講ずる。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想に係る閣僚級の会議体を創設。同構想に係る関係省庁、県等が参画する原子力災害からの福島復興再生協議会の分科会を設置。

(4) その他の新たな産業の創出等のための措置

- ・ 「福島新エネ社会構想」の実現に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」実証、スマートコミュニティの構築や地元大学等と連携した産業人材の育成等を推進。
- ・ 医療機器及び医薬品関連研究開発施設の利活用等を通じた革新的な医療機器の創出や医薬品開発の推進、放射線医学、最先端医療・診断等の研究開発加速化の支援。
- ・ 他業種からの参入支援、取引拡大、人材育成等による航空宇宙関連産業の集積。

第8 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

- ・ 重点推進計画は、本方針に即して、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関して福島県知事が作成する計画。重点推進計画の記載事項、手続、認定基準について記載。

第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

東日本大震災復興特別区域法や子ども被災者支援法に基づく施策との連携を図るとともに、原子力災害に係る紛争について法テラスを活用。

第10 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

1 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・ 国は、東京電力に対して、原子力災害の被害者に対する賠償については、原子力損害賠償法や原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、迅速、公平かつ適正に賠償を行うとともに、損害が継続している場合には、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう指導。
- ・ 東京電力は、事故の当事者としての責任に鑑み、福島の復興及び再生に対して貢献を続けていくことが求められる。同社に対し、復興拠点等の整備やまちづくり会社への人的貢献、官民合同チームによる取組への人的・資金的貢献を求める。

(1) 住民の円滑な帰還の促進を図るための措置

- ・ 野生鳥獣による農林業被害や生活環境被害等を抑えて住民の帰還が円滑に進むよ

う、野生鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置等の対策を進める。

- ・ 買物、通院、通学等の生活の利便性の向上を図るため、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援。

(2) 住民の健康を守るための基金等に係る財政上の措置等

- ・ 健康不安の解消に資する取組、震災後の生活習慣変化による健康影響への取組及び被災地域における地域医療再生への取組に対する支援を強化し、子どもをはじめとする住民の健康を守る取組を持続的かつ着実に推進。
- ・ 各種基金の状況について継続的にフォローアップし、その状況を踏まえて必要な場合には、所要の予算プロセスを経て適切に財政措置を講ずる。

(3) 「新しい東北」の創造

- ・ 産業・生業の再生やコミュニティの形成等、「まちのにぎわい」を取り戻すための取組を推進。先進的な取組について情報発信と被災地での普及・展開を図る。

(4) 復興の姿と震災の記憶・教訓

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が「復興五輪」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるとともに、復興に向かいつつある被災地の姿を世界に発信する機会となるよう、被災地産食材等の活用、聖火リレー、被災地における競技開催や事前キャンプの実施など、被災地と連携した取組を進める。
- ・ 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、福島県等との連携の下、国営追悼・祈念施設（仮称）や情報発信拠点（アーカイブ）の設置に向けた取組を進める。

2 国、福島県及び県内市町村の間の連携並びに推進体制等

- ・ 被災者に寄り添う基本姿勢の職員一人一人への徹底。
- ・ 行政・企業・NPOやボランティア等多様な主体が連携してきめ細かく取り組む
- ・ 福島県及び県内市町村の要望を踏まえつつ、引き続き、全国の地方公共団体や国、独立行政法人からの職員派遣の充実等に取り組む。
- ・ 福島復興再生協議会における協議の進め方等